

## 災害時等における施設利用の協力に関する協定書

安平町（以下「甲」という。）と有限会社 國崎青果（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、安平町内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、安平町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づく旧富岡小学校校舎・グラウンドを補充的避難場所として開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定書の用語の意義は、次のとおりとする。

補充的避難場所 多数の避難者によって避難場所のスペースが不足した場合又は避難場所が機能しない場合等の避難場所

### （対象施設）

第3条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

- ① 所在地 安平町早来富岡 224 番地 1  
施設名 旧富岡小学校校舎
  
- ② 所在地 安平町早来富岡 224 番地 1  
施設名 駐車場（旧富岡小学校グラウンド）  
対象面積 2, 610㎡

### （協力要請）

第4条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を補充的避難場所として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

### （連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、施設を所管する有限会社國崎青果 北海道営業所 執行役員 亀田友安氏に対して行う。

2 前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(発災時の対応)

- 第6条 乙は、災害時等において速やかに、補充的避難場所としての機能を果たせるよう施設の開設など必要な措置を講じるものとする。
- 2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、補充的避難場所の開設及び運営に協力する。
- 3 前二項の措置に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

(その他)

- 第7条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

- 第8条 この協定書の有効期間は、平成29年6月1日から平成30年5月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年6月1日(締結日)

甲 住 所 勇払郡安平町早来大町95番地

安平町長 瀧 孝

乙 住 所 苫小牧市あけぼの町3丁目3-3

事業者名 有限会社 國崎青果

北海道営業所

代表者名 執行役員 亀 田 友 安